

# 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊日本原駐屯地  
第356会計隊日本原派遣隊長 磯部 和春

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

## 1 入札事項

契約実施計画番号	調 達 要 求 番 号	物 品 番 号	仕 様 書 番 号				
3QHU1KK00170	3RRX1A30027 0001	914041246485	13				
品名 または 件名							
重油1種2号							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
20,000.00	LI						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
日本原駐業				業務隊補給科補給班前田1曹(657)			
搬入場所				納 期 または 工 期			
日本原駐屯地ボイラ施設				令和5年4月28日(金)			

## 2 競争参加資格

次のいずれかであること  
全省庁統一資格の「物品の販売」に係る等級がA、B、C、D等級であること  
ただし、細部は注意事項による。

## 3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班窓口

## 4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない。  
入札日時場所：令和5年4月14日(金)14時00分 会計隊入札室

## 5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

## 6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

## 7 注意事項

別紙のとおり

#### 1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 全省庁統一資格登録手続きを完了した者のうち、「物品の販売」の登録格付「D」級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しないものであること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金は免除（但し、契約者が契約の適切な履行をしない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

#### 3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札開始時刻に遅れたものによる入札
- (3) 入札に関する条項に違反した入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・電話・FAXによる入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

#### 4 入札書の提出

郵便による入札については、令和5年4月14日（金）12時00分必着とする。その際、封筒には「入札件名」及び「入札執行日時」を明記して下さい。また、事前に郵便による入札の申し出を会計隊契約班まで行くとともに、必ず便着の確認をして下さい。

#### 5 落札決定方式

- (1) 総額決定。
- (2) 落札決定については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10%に相当する額を加算した金額を持って落札金額とするので、各入札者は消費税に係る

課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 6 契約書の作成

落札決定後に遅滞なく作成する。

## 7 その他

(1) 契約の成立時期については契約書に双方が記名押印したときとする。

(2) 入札に参加する者は入札書に次の文面を記載するものとする。

「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約します。」

「上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。」

(3) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状（様式任意）を提出すること。

(4) 1回の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。ただし、初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度の入札時期は別示する。

(5) 入札に参加を希望する場合は、下記本項第6号の「入札及び契約に関する問い合わせ先」に電話にて連絡すること。

(6) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先

〒708-1325

岡山県勝田郡奈義町滝本官有無番地 陸上自衛隊日本原駐屯地 第356会計隊日本原派遣隊 契約班 （担当：梶原）

TEL0868-36-5151（内線346） FAX0868-36-2198（直通）

## 8 公告掲示場所及び期間

(1) 掲示場所：日本原駐屯地第356会計隊日本原派遣隊、

中部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>

## 装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ(1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

# 仕 様 書

仕 様 書 番 号	1 3	承 認 年 月 日	5 . 3 . 2 9
調 達 要 求 番 号	3RRX1A30027	作 成 部 隊	日本原駐屯地業務
品 名	重油1種2号	作 成 年 月 日	5 . 3 . 2 9
数 量	2 0 0 0 0 L		

## 1 適用範囲

この仕様書は、ボイラー用燃料として使用する重油について規定する。

## 2 書 類

種類は、表1による。

表1－種類

種 類		物品番号	納入区分	注 記
1 種	2 号	9140-412-4648-5	バルク	硫黄分を除き、J I S K 2 2 0 5 の 1 種 (A重油) 2号のもの。

## 3 製品の呼び方

製品の呼び方は、仕様書の名称及び種類による。

例 重油1種2号

## 4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

### (1) 規 格

J I S K 2 2 0 5 重油

J I S K 2 2 4 9 - 1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法

J I S K 2 2 4 9 - 2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法

J I S K 2 2 4 9 - 3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法

J I S K 2 2 4 9 - 4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表

(2) 法令等

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）

5 製品に関する要求

品質は、次による。

1種2号は、J I S K 2 2 0 5の1種（A重油）2号による。ただし、硫黄分は、10%以下とする。

6 品質保証

検査は、J I S K 2 2 0 5によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

7 納入場所

陸上自衛隊日本原駐屯地ボイラー施設（野外タンク貯蔵所）

8 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

(1) 測定結果

測定結果は、J I S K 2 2 4 9 - 1、J I S K 2 2 4 9 - 2、J I S K 2 2 4 9 - 3又はJ I S K 2 2 4 9 - 4によって、密度（15℃）g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

9 検査

検査官立会の上、搬出状況の確認、後尺の確認後検査合格とする。

10 成績書等

成績書等は、次による。

- (1) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（JIS K 2205に該当するものであることの表示）の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- (2) (1)以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。

#### 11 その他

- (1) 単価については、各種税、運搬費等を含むものとする。
- (2) 不明な点については、契約担当官と協議するものとする。